別記様式裏を次のように改める。

裏

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法抜すい

第73条の2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再構築等促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第82条　第73条の2第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

第83条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

この省令は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十三号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第一章第一節第一款中第五条の次に次の一条を加える。

（統括経済産業調査官、経済産業調査官及び統計企画調査官）

第五条の二　大臣官房に、経済産業調査官六人及び統計企画調査官一人を置き、経済産業調査官のうちから経済産業大臣が指名する者三人を統括経済産業調査官とする。

2　経済産業調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　統計企画調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　統括経済産業調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助け、及び経済産業調査官の職務を統括する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条　削除

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（アフリカ地域企画官）

第十四条の二　中東アフリカ課に、アフリカ地域企画官一人を置く。

2　アフリカ地域企画官は、命を受けて、中東アフリカ課の所掌事務のうちアフリカ地域内の特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十二条（見出しを含む。）中「医療・福祉機器産業室」を「サービス産業室」に改め、同条第一項中「サービス産業課」を「サービス政策課」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

二　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の施行に関すること。

第三十三条を次のように改める。

（消費経済企画室及び消費者相談室）

第三十三条　商取引・消費経済政策課に、消費経済企画室及び消費者相談室を置く。

2　消費経済企画室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。

二　訪問販売及び通信販売の事業に関すること。

三　経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（製品安全課の所掌に属するものを除く。）。

四　経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（経済産業政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五　消費経済審議会の庶務に関すること。

3　消費経済企画室に、室長を置く。

4　消費者相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問合せに対する情報の提供その他の処理に関する事務をつかさどる。

5　消費者相談室に、室長を置く。

第三十四条を次のように改める。

（商取引検査室）

第三十四条　商取引監督課に、商取引検査室を置く。

2　商取引検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づく検査に関すること。

二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づく検査に関すること。

三　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の規定に基づく同法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査に関すること。

3　商取引検査室に、室長及び商取引検査官八人を置く。

4　商取引検査官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十九条中「二人」を「一人」に改める。

第二百四十五条（見出しを含む。）中「商品取引検査官」を「商取引検査官」に改め、同条第二項中「商品先物取引法」の下に「、割賦販売法」を、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」の下に「、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」を、「検査」の下に「の実施」を加え、「処理する」を「行う」に改める。

第二百五十六条の見出しを「（鉱物資源開発企画官及び採石対策官）」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「鉱物資源課に、」の下に「鉱物資源開発企画官一人及び」を加え、同項の次の一項を加える。

2　鉱物資源開発企画官は、命を受けて、鉱物資源課の所掌事務のうち鉱物資源を有する国との協力関係の強化等による当該国における鉱物資源の開発の促進に関する事務に参画する。

第三百三十一条及び第三百三十二条を次のように改める。

（国際制度企画官）

第三百三十一条　国際課に、国際制度企画官一人を置く。

2　国際制度企画官は、命を受けて、特許庁の所掌事務のうち工業所有権制度に係る国際協力に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

第三百三十二条　削除

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。